

平成 23 年 8 月 23 日

株式会社 島根銀行

## 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、同法第 4 条および第 5 条の規定に基づく措置の実施状況の公表

府令別紙様式第 1 号中の別表 1、別表 2、別表 5 および別表 6 に係る公表

(平成 21 年 12 月 4 日～平成 23 年 6 月 30 日)

標記につきましては、平成 23 年 7 月 19 日付にて公表いたしておりますが、債務者が中小企業者である場合の別表 1、別表 2 に一部表示の誤りがありましたので訂正し公表いたします。

### 1.訂正箇所

【第 〇】法第 4 条に基づく措置の実施状況（別表 1 から別表 2 まで）  
債務者が中小企業者である場合

- (別表 1) 貸付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の額
  - うち、実行に係る貸付債権の額
  - うち、謝絶に係る貸付債権の額
- (別表 2) 貸付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数
  - うち、実行に係る貸付債権の数
  - うち、謝絶に係る貸付債権の数

### 2.訂正内容

上記訂正箇所の計数につきましては、信用保証協会等により保証を受けていた債権の額および数を控除して表示しておりましたが、正しくは、信用保証協会等により保証を受けていた債権を含む全体の額および数であったことから、これを訂正いたします。

以上

## 【第 Ⅰ】 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,984	8,087	11,581	15,437	20,008	24,680	28,506					
うち、実行に係る貸付債権の額	1,109	6,277	9,754	13,633	17,659	22,220	25,918					
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	2	453	515	580	858	918					
うち、審査中の貸付債権の額	818	1,301	453	187	626	453	457					
うち、取下げに係る貸付債権の額	57	507	921	1,102	1,143	1,149	1,213					
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	122	1,367	2,103	3,334	3,982	5,311	6,070					
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	2	92	92	157	278	304					

## 【第 Ⅰ】 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	108	443	653	911	1,173	1,429	1,662					
うち、実行に係る貸付債権の数	49	310	544	804	1,045	1,286	1,498					
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	14	16	23	37	44					
うち、審査中の貸付債権の数	55	106	40	30	37	33	37					
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	26	55	61	68	73	83					
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	15	134	228	331	392	514	593					
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	1	9	9	16	25	30					